

# 戦前大正期における小学校の遠足事故に関する考察

## —教師の「果たすべき安全保護義務」に関する考察5—

加藤 一 佳

はじめに

- 1 本郷区湯島尋常小学校生徒遠足（大正2年5月6日）
- 2 深川区万年町立第二明治小学校遠足事故（大正10年5月26日）
- 3 島根県川合村尋常高等小学校生徒溺死事件（大正2年6月7日）

おわりに

はじめに

前回の「戦前および戦後における小学校の遠足事故に関する考察—教師の『果たすべき安全保護義務』に関する考察4—」<sup>1</sup>において、戦前に発刊された「学校事件の教育的法律的实际研究」<sup>2</sup>及び「学校事故 実話・实例・対策集」<sup>3</sup>における小学校遠足事故について考察した。

前者の「学校事件の教育的法律的实际研究」は、昭和8年、9年に発刊されたもので、校外授業に於いて教育悲劇が続出しているとし、校外教育の安全についての研究を要望している。法律意識が普及してきた現実の世相に対応して法律的確信を持ってこそ真の力ある教育活動が出来るとして、大正時代以降の新聞記事から著名な实例を摘出して校外教授の教訓材料としたものである。

取り上げられた学校事件の内、小学校の遠足に関する事例は13件が該当する。校外教授に伴う危険を避けて教育効果を発揮するために必要な注意事項を摘記している。これらは、現代においても心得なければならない安全保護注意である。

後者の「学校事故 実話・实例・対策集」は、昭和11年に発刊されたもので、明治末期より昭和11年2月に至る全国各新聞に掲載された学校事故の中から約2万5千件を編纂したものである。この編纂の目的は、「学校事故防止の研究対策が急務」として、学校事故が繰り返される原因を三つ挙げるが、この解決は教育者の従来の態度では不可能であると述べるが、遠足の事故防止についての対策に該当するものはない。

前者の「学校事件の教育的法律的实际研究」の事例の中から、本稿では3件について考察することとする。

## 1 本郷区湯島尋常小學生徒遠足事故

- 1-1 事件の概要
- 1-2 遠足の出発から事件発生まで
- 1-3 事件現場での救助活動
- 1-4 転覆の原因と教師の責任および遠足の計画
- 1-5 学校の無責任に対する非難と善後策
- 1-6 遠足の継続と周到な注意
- 1-7 学童の水泳問題

### 1-1 事件の概要

曾て、東京と千葉を分ける江戸川にいくつかの渡しがあった<sup>1</sup>。関所のあった小岩・市川の渡しは、京成電鉄が、大正元年11月3日に江戸川（当時、伊予田）まで、大正3年8月30日に市川新田まで開通した<sup>2</sup>が、その江戸川鉄橋より50mくらい下流に位置していた。<sup>3</sup>ここから上流へ凡そ1kmの処にある国府台下の栗市からも渡しがあった。国府台（鴻之台）は、広重が「名所江戸川百景」や「富士三十六景」の一つとして描いているように、江戸町人に親しまれていた風光明媚な台地であった。<sup>4,5</sup>

地図上にある栗市という地名は「市川市字集覧」（市川市教育委員会）や地名辞典類などには見当たらないが、「市川市国分周辺の変遷一井上千輿次さんの聞き書き」では、その場所の様子がよく分かる。

「私らの子供時分には、里見公園のそばに栗市の渡しがあった。河岸もやってたから、国府台や市川の飛び地の人が、肥料や米などの船を着けて使っていましたよ。……栗市の河岸があった所に、入れ代わるように川魚料理、鴻月が店を出した（大正の始め～51年）。」<sup>6</sup>

大正2年5月6日の午後、この江戸川の栗市の渡して、小学校の遠足に参加した生徒が溺死した事件が起きた。

翌5月7日の東京朝日新聞には、次のように事件が報じられた<sup>7</sup>。



上方左に栗市渡とある。大正6年測図。



江戸川区小岩側から江戸川の対岸に国府台を望む。栗市は左端の辺り。筆者撮す。

### ● 小学生徒遠足の椿事

▷渡船沈没して三十余名河中に溺れ

▷可憐の少年三名行方不明となる

5月6日、本郷区（明治11年区制）湯島尋常小学校の生徒500余名が校長以下の教員に引率されて千葉県市川の国府台に遠足を行い、その帰途に、千葉県市川側にある国府台下の栗市の渡船場から教員、生徒、付添人30名余の乗り込んだ渡船が沈没して、3人の生徒が行方不明となった。

また、この事故以前に、麻布笄町小学校生徒が遠足先で発病し死亡した出来事があった。これらの事故から、遠足で起こる事故は一種の災難である、とする。しかし、仮令そうだとしても、今回の事故は主として引率教員の不注意が原因である、と断定している。（今又此椿事を見る、一種の災難と言はば言へ今回の出来事の如きは主として其責を引率者の不注意に帰せざるを得ず）。

さらに、遠足の目的は身体を強健にすることであるから、遠足で生徒の生命を失って帰校するなどは、どんな理由で父兄へ謝罪するつもりなのか。事故の起きないように十分に注意しなければならない（何の面目あって父兄に謝せん、能く能く注意すべきなり）と、遠足の教育目的を強調して事故防止のための十分な注意を促している。

事件の概要は以上の如くであるが、遠足の目的地、事故発生時の状況、繰り広げられるの様々な救助の模様、遠足の計画、行方不明者に対する善後策などについて以下に見ていく。

#### 1-2 遠足の出発から事件発生まで

6日午前7時半、三年生以上の男女生徒509名が福田旦生校長（43）、細川久主席訓導（41）以下12名の男女教員に引率されて、千葉県国府台（鴻之台）に向かって同校を出発した。

男生徒は、福田校長以下の監督によって徒歩で向かい、女生徒は京成電車に乗って向かった、という。京成本線は、この時点では江戸川（当時、伊予田）駅が終点であったので、女生徒もここから徒歩で国府台（鴻之台）まで向かったと思われる。午前11時過ぎ目的地に着いた男生徒と先着していた女生徒が合流して鴻之台野砲連隊に到着した。

鴻之台野砲連隊で大砲の発射を見学してから、その近くにある遊園地（里見公園のことか）で昼食を摂り、付近の掛茶屋に休憩の後、午後1時頃帰路に就いた。国府台（鴻之台）の直ぐ下に位置する江戸川栗市の渡し場で、2艘の渡船を雇って30名前後を一グループとして順次、対岸の東京側江戸川区小岩に渡ることにした。

6回迄は無事に往復したが、7回目に至り、渡辺憲教員（31）に引率された五年生27名が5名の付添人と共に渡船に乗込み、川の中流迄漕ぎ出した時、船体が急に傾斜して浸水し始めた。生徒たちは驚いて船の片側に立ち上がったため船は転覆した。<sup>7</sup>

#### 1-3 事件現場での救助活動

渡船に乗り込んでいた33名は大叫喚の声を上げながら川中に溺れた。川の兩岸にいた教員や生徒たちは、この光景に驚愕したが何等の手を施すこともできず只々狼狽するのみであった。

この時、国府台の陸軍病院（衛戍病院）から、この叫声を聞き付けて兵士 50 余名が駆付け、また、急報によって市川署や小岩警察署から出動した署員らが協力して船を出し救助に努めた結果、教師の渡辺、付添人 2 名外 27 名を救うことができたが、藤本求義、竹内擴、嶽野勝吉の 3 人の生徒は行方不明のままであった。

幸いにして救助された 30 名は、直ぐに陸軍病院（衛戍病院）に収容され、応急手当を受けて同夜 7 時半頃にそれぞれ帰宅した。

行方不明となった 3 名の生徒の搜索は、福田校長はじめ教員全員が残って続けた。市川、小岩の両警察署から派遣された 20 余名の警官、国府台砲兵連隊等（鴻ノ台砲兵聯隊及び同聯隊衛戍隊）から出動した兵士、水上警察、水難救済会等の応援隊と協力して 10 数艘の船を出し、提灯、松明等を翳して夜を徹して行方不明の 3 生徒の搜索を行った。しかし、何等の手掛かりも得られないので、7 日、午前 2 時半に至って一時搜索を中止し、福田旦生校長、細川久主席訓導、渡辺憲担任教員（柴田四郎体操教師 5 月 7 日報）の 3 名を現場に残して、同校の教員一同は帰校した。

7 日の朝午前 6 時より再び搜索を開始した。水面部分の川幅が約 90 m（五十間余）の遭難現場に水上警察署の汽船、水難救済会の小蒸気が停泊し、その間を市川、小岩警察署からの警官、鴻之台砲兵隊の兵士、京成電鉄からの応援者、その他有志の人々が数十艘の船に分乗し、手に手に碇を結び付けた縄や竹竿等を持って隈なく川中の大搜索を行ったが、日没に至る迄一つの死体も発見することが出来なかった。

7 日夜も篝火を焚いて搜索を続けたが発見する事が出来なかったので潜水夫を用いて大搜索を行うことになった。

遭難場所の川底は壺底の形をしていて、一旦、ここに沈むと容易に浮び上がってこない、と村民たちは言っているという。<sup>8</sup>

#### 1-4 転覆の原因と教員の責任および遠足の計画

生徒たちの乗った渡船が川の中程にくると、船中に水が入って来たので生徒たちが一斉に立ち上がった為に、渡船が転覆したのである。一人の生徒が面白半分に船べりによって手を川中に触れて戯れていたのが、船中に水が入ってきたという。この渡船に同乗した引率教員は、当然ながら渡船中の生徒たちの監督に当たる立場にあり、生徒の行為の危険性を認識して、生徒に注意をしたか否かは分からない。

転覆の模様について、渡しの船頭をやっていた人からの聞き書きが、以下のように記録されている。

「結局定員以上乗せて、定員以上でも大丈夫だったんだけど、ボラが一匹跳び上がってね。それで、船の所に来たら、皆、わーッと、そっちの方へ見に行ってる。だから、ボラ一本で、あれだけの事故になったって。助けきれなかったんですね。一ペんに片っ方によったんでね。……いくら船頭が怒鳴っても、子供だからわからない訳です。ボラってえのは、船縁なんかにおつかって、ピョンと上がる訳です。それ程魚もたくさんいた訳ですが……。」<sup>9</sup>

生徒の一人が川中に手を触れて戯れていたことにより、船中に水が入ってきて皆が立ち上がったということではなく、ボラが船中に飛び入ったのを生徒たちが一斉に立ち上がっ

て見に寄ったために転覆したということになる。

転覆直後に、渡船に同乗していた渡辺教師は、川中であって「皆な船に掴まって、先生に掴まって」と叫んでいたという。引率教員の事故発生直後の言動を付添人の一人が語っている。<sup>7</sup>

さて、この遠足の当初の計画に江戸川を渡船で渡る予定はあったのだろうか。当初の計画に渡船使用が予定され、事前調査を行って生徒への注意、家庭への説明などが行われていたのであれば、行方不明の生徒の一人の母親が、「遠足は素より承知の上にて出したるも船などに乗る事とは一向知らず」と、恨みを述べているように、渡船の使用を不安に思っただけで子供を遠足に参加させない家庭もあったとも思われるが、そのような遠足欠席者もいないようであるから、当初の計画には渡船使用の予定はなかったと思われる。

遠足計画の変更は、やむを得ない必然的な結果として考えるのが道理であろう。学校は、児童の安全保護の重大な責任を負って、児童の監護を委託されているのであるが、十分な準備のもとに立てた安全な遠足の計画をきちんと生徒や父兄に説明することで、保護者に安心を与えることができる。学校に対する保護者の信頼は、自ずと醸成されるものでなければならないが、行方不明の三人の生徒の親たちの気持ちから必ずしもそのような全幅の信頼があったかは疑問の残る処である。

行方不明となった生徒の一人(13)の母親は、遠足に出かける朝、子どもに向かって、「此間、麻布小学校の遠足にも死んだ人があったと云ふから危ない所へは立寄るな」と呉々も言ひ聞かせて出して遣ったが、急変を聞き気が狂ったようになって現場に向かったという。

また、もう一人の生徒(12)の母親は、行く先が遠いので母親の姪(17)を付添として参加させたと言う。<sup>7</sup>

遠足の目的が市川にある鴻之台野砲聯隊の大砲発射見学であったと思われるが、学校から目的地までの距離は片道が直線距離で約12kmであるから、男子生徒全員が徒歩であることは、小学校生徒の中には体力に不安を抱く者もあったであろう。また、先に起きた他校の遠足先での死亡事故から生ずる遠足に対する不安を払拭する用意や説明が為されていないことが想像される。

何故、渡船を用いたのか。計画を変更してまで、500名余りの生徒を対象とする渡船を使用した理由が明らかになっていない。

遠足が、小学校ではじめて実施されたのは、明治19年頃といわれ、明治20年4月14日付けで、東京府北豊島区峡田小学校が飛鳥山への遠足を東京府学務課に届けている。本郷区誠之尋常高等小学校の学校日誌には、高等科生を主とし、汽車を利用して鎌倉や江ノ島、南多摩郡百草村などへの遠出や上級学校、練兵場の見学などが見られる、という。<sup>10</sup>

### 1-5 学校の無責任に対する非難と善後策

死亡事故発生の急報を聞いて続々と学校に駆け付ける生徒の親たちは勿論のこと、事故の詳しい事を知ろうとする群衆で校門の前は混雑し、さらに、虚実の噂が入れ乱れて群衆はますます増え、余りの雑踏に午後8時頃に校門が閉ざされると、「教師の無責任」「校長に辞職勧告」などの非難怒号が叫ばれた。<sup>7</sup>

この生徒3名の溺死事件は、教育界の一大問題となり、親たちは驚きを隠せない状態で

あった（湯島尋常小學生徒三名の溺死事件は果然教育界の一大問題となり且子を持てる都下の父兄を驚倒せしめて昨日の如きは至る処此話にて持切の姿なりし）。<sup>8</sup>

湯島小学校では、事故当夜、現場からの報告を待つと共に、救助された児童の見舞訪問等について協議を行い、永田、佐野の両教員が遭難児童を戸毎に見舞いをしたが一人の発病者も出ていなかった。

本郷区では、見山区長が区会議員の前島、別宮、校医の堀の3氏と共に現場に赴いた。

また、区学務委員会は以下の事を決議した。

① 7日午前11時、区役所に於て区学務委員会を開催し、牧太委員長を始め棚橋、乙訓、清水、松田、成瀬、倉田、松脇、有賀等の委員一同が協議した結果、行方不明生徒の搜索費用は全額区が負担して極力搜索に努めること。

② 遭難児童遺族の慰問法を講ずること。

③ 此責任の帰着点を極むること。

また、保護者会評議員会が午後3時より同校内で開かれ、区学務委員会と略同様の決議がなされた。

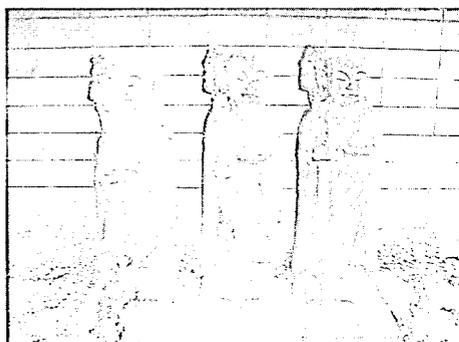
福田校長は7日、阪谷市長を経て宗像府知事に宛て進退伺を提出した。渡辺訓導は陸軍病院（衛戍病院）に入院中なので、追って相当の処置を取ることに決定した。なお、福田校長は溺死3生徒の死体を発見するまで現場に留まり、極力搜索に従事することとした。

また、文部省から幣原視学官、東京府から大島視学等が現場を視察した。<sup>8</sup>

「市川の伝承民話」では、明け方ちかくに市川橋の下で一人見つかり、下流の行徳の大洲の先でもう一人、一週間ぐらいして海にちかいところでさらに一人を見つけた、という。<sup>11</sup>

この地藏尊三体は、現在下総国分寺境内にあり、その傍らに由来碑がある。それによると、この地藏尊は、大正14年12月に里見公園下に建立されたが、江戸川河川改修工事のため昭和54年8月に当境内に移建したとある。但し、事故発生年を大正6年と刻んである。

6月19日生徒の最後の一人の死体が発見されたので、当局は保留中であつた福田校長の処分を協議中の処、それを聞き知った保護者会、同窓会員、それに遺族も加わって、一時



溺死した生徒を弔った地藏尊三体。脇に由来碑がある。筆者撮す



江戸川三体地藏尊由来碑

の過失で、退職もしくは転任などの処分を受けることは、児童の教育にとって大打撃だとして、留任運動を起こした。市長や知事への懇願の他、演説会を開いて世人の同情に訴えるなどした結果、当局も遂に留任させることとした。また、転覆船に同乗した直接の責任者渡部訓導も留任となった。<sup>12</sup>

#### 1-6 遠足の継続と周到な注意 新聞論調

新聞では、前記のように、行方不明になった生徒の母親が狂ったように遭難現場に走る哀れさ、家督を継ぐ子供が遭難した家の気の毒さ、遠足で渡船に乗る計画があったならば、子供を遠足には参加させなかったと悲嘆に暮れる親たちへの同情を煽る感情的な表現の報道がなされている。また、悲惨な事故を聞いて校門前に集まった群衆からは、子供を事故に遭わせた教員の監督責任や校長の管理責任を糺す怒号が発せられるなど学校や教員を非難する様子が報道されている。

同時に、3人の小学校生徒が遠足で溺死した事は、当該校や本郷区、東京市に限るものではなく、日本全国の多くの小学校教員にとって大きな戒めである（真に日本全国幾多小学校教員の一大殷鑑なり）、と警鐘を鳴らすが同時に、この惨事によって、遠足そのものを非難することは誤りである、と警句する。

また、遠足が生徒に及ぼす教育的効果は誠に大きいので（莫大なる者なれば）、この惨事の為に遠足を廃すべきではなく同時に、遠足を管理する者は、十分周到なる注意を以て遠足を実施し、再びこのような惨事を繰り返すことのないようにしなければならない、と事前に十分な注意を行って遠足を実施しなければならない、と戒めている。<sup>13</sup>

「東京都教育史通史編二」において、明治40年の赤坂区青山尋常小学校の校外授業に関する規定を参照し、校外授業の目的は、理科、地理、歴史などに関する実地の知識及び訓練や処世での実践的方法を指教することであるとする。校外教授を行なう場合は、予め実地の踏査を行い、その目的と方法について具体的計画を立てて校長の承認を得ることが必要であり、実地後はその概況を報告することとあり、遠足に際し、児童の服装や携帯品等について、担任教師がその都度注意することとしている、という。<sup>14</sup>

また、明治42年6月発行の「日本之小学校教師」を閲覽して、校外授業を毎年行っていた本郷区誠之尋常高等小学校校長は、その効果と必要について、次のように協調しているという。

校外教授は、知的、情意的並びに身体的な諸々の面で、価値がある。殊に大都市に於ける小学校の児童にとっては、学習の直感的要求を充たす点で高い効果があり、また、澄んだ自然の空気の中で自由に運動させて児童の心を爽快にする点においてますます必要である。この指摘のように、既に明治期末から大正期にあって、都市が形成されつつあった東京の子どもたちにとって、校外授業が果たした意味は大きかった、とする。<sup>14</sup>

「教育時論」は、新聞が徒に、何か（何がな）校長や教員の欠点を見つけ出しては、責め立てる記事の意図が理解できない（我等は其の何の意たるを解するに苦む）、と非難する。

前車の覆るは後車の戒と為すべきであるが、だからと云って、車行を廃止しようとするような事は愚の極である、と遠足での事故を恐れる余り、遠足を廃止するような愚挙に出ないことを要望している。

新聞では、生徒安全保護の注意を十分に行って、遠足の実施を継続させねばならないと戒めるが、教育時論は、遠足の続行を児童の父兄に説得するには、教育者が行うことは難しい事情もあろうから、府県知事郡市町村長等が、親切丁寧に一般父兄に説明し、葬に懲りて膺を吹くの、痴態が無いようにすることを希望する、と教育者自身の威重ではなく、教育行政を所轄する地方の行政長官の威令をもって遠足の継続を一般父兄に説明する事を求めているのである。<sup>15</sup>

### 1-7 学童の水泳問題

湯島小学校生徒の溺死事件によって、教育界では児童の水泳励行が大きな関心事となって、東京市当局においても同様な議論が起こった。

区によっては既に、水泳の練習を実施している処もあって、河や海に近い区では、水泳場を設けたり、委嘱するなどして、水泳を奨励していた。例えば、京橋区では、京橋区教育会遊泳部に委託し、7月10日から8月25日まで84回にわたる水泳指導をおこなった。遊泳場は新佃島相生橋近くで、脱衣場、運動場、監督見張り所、引率教員控所、洗い場などが設けられている。計1000人以上の児童が指導を受け、進級テストによって級が進められた。本所区でも762人の児童を集めて水泳指導をおこなっているが、これは有料であった。麻布区、芝区も同様の水泳指導の報告がある。水泳指導は各区の教育会が水泳部を持ち、指導できる教員などを中心にかなり組織的におこなっていた。<sup>16</sup>

未だ練習を行っていない区もあったが、湯島小学校事件を契機として、水泳の必要を認めた区に対して、市は出来得る限り便宜を与えることにしたと云う。

また、児童を案じて水泳を危険視する父兄に対しては、区が適当と認めて、十分に責任を以て実施する水泳は、危険の虞は万に一つも無いので、全くの杞憂である、とする。夏期の水泳練習は、直ちに湯島小学校のような事件を、絶無に出来るということではなく、その危険の程度を少なくするということである。加えて、水泳は、夏期休暇中に於ける児童の銷夏策として、体育知育上の教育的効果を上げている。<sup>17</sup>

### まとめ

既に、明治期末から校外授業が行われ、教育的効果の高さ、その必要性がますます認められていた。学校規程に、遠足実施についての計画、方法、手続き、注意などが明記されて、遠足の目的が効率的に達成することが求められ、漫然として遠足を行うことはありえなくなった。しかし、規程趣旨の理解や規程遵守の精神に欠ければ、規程は意味をなさなくなる。

この遠足の場合、男子生徒全員が往復とも徒歩の計画であったが、帰途は、生徒の疲労を軽減すべく渡船を使用したのかもしれない。もしそうであれば、計画が杜撰であったことになる。

区行政、区議会の事故現場、遺体搜索、遭難児童遺族に対する素早い行動、協議、決定などの対応は、住民全体が我が事として事件への関心の高さであるとともに、これらは、行政、地域、家庭が子ども、教育、学校へ一体となってもつ関心、関わりの強さであり、社会全体的な関わり感と思われる。

それにしても、遺族も加わって福田校長、渡部訓導の留任運動が起きて、実現させたことは、揺るぎない信頼が醸成されていたことになる。

## 2 深川区（現江東区深川）万年町立第二明治小学校遠足事故

- 2-1 事故の発生と事故対応
- 2-2 同情を誘う記事と区議会の協議
- 2-3 教訓による事故防止準備
- 2-4 事故原因と事故防止対策

湯島小学校事件から8年後に、またも、小学校の生徒が遠足先で死傷する事故が起こった。場所も江戸川を超えた市川である。8年前には、遠足先での事故発生にもかわらず、遠足の行事は教育的効果が高い事を認めて、廃止する事がないように継続された学校行事であった。今回の事故が、8年前の湯島小学校事故が教訓になっていたかを、考察していくこととする。

### 2-1 事故の発生と事故対応

大正10年5月26日、東京市（明治22年5月市制）<sup>1</sup>深川区万年町立第二明治小学校の女生徒1400名は、門井捨次郎校長以下22名の職員に付き添われて千葉県市川の国府台（鴻之台）、真間山方面へ遠足を行った。午前7時に両国駅発の臨時列車に乗り込んで、10時28分に市川駅で下車した。

市川駅前の広場に整列し、先に5、6年生が国府台へ向けて出発していた。その時、停車場側で煉瓦を積み込んでいた荷馬車の馬が、汽笛に驚いて狂奔し、真間山へ向かう為に整列していた尋常1、2年生の隊列に驚進して来た。付き添い職員が必死に止めようとしたが、2年生の女生徒2名が轢かれて死亡し、1名が重傷を負った。

負傷者には応急手当を施す一方、急報により深川区長、区会議長、医師、学務委員等が負傷した児童の保護者と共に自動車で現場に駆け付けた。悲報が伝わるや児童の身を案じて父兄等が学校へ殺到したが、門前に死傷者児童の名前が掲示されると共に、「これ以外の者は悉く無事午後五時両国駅着帰校する」と張り出されたので漸次帰宅した。

2少女の遺骸は2台の自動車ですら係長、門井校長、受持の塩島訓導、各遺族に護られて午後3時、それぞれ自宅に帰った。

重傷を負った女生徒は、医師が付き添って自動車で帰京し、直ちに病院に入院したが生命に別状はない。

### 2-2 同情を誘う記事と区議会の協議

「遠足に行って、二少女惨死、奔馬に襲はれて、一人は重傷を負ふ」という見出しで報道された上記内容の記事に続いて、見出しの第二段目は、「死顔に冠せた、新しい帽子も涙、傷ましい二少女の家、どちらも三畳の狭さに、くま子の母喪心して語る」と打つ。

死亡した生徒の一人の自宅を訪問した記事は、「狭いとつきの奥の三畳に少女の死骸

が横たえられ、その無惨な床を囲んで」、駆け付けた親戚が家族を慰め、「死顔には遠足に冠って行った新しい帽子をおいて赤い造花も痛ましい」、と子供を失った家庭の悲痛さを描き出す。

もう一人の死亡生徒を訪ねると、既に、深川区長が弔問に来て居た。記事は、「たった一間の二階三畳に死骸は灰色の毛布に包まれ枕元に喪心したよう坐った母は、少女が障害を持つ姉を労りながら一緒に遠足に出かけたと涙を拭うひまもなく、姉は驚きの余りか泣きもせず嘆く母の顔を見つめていた」、と悲惨さを絞る。

深川区役所では、事故が起きた26日の夜8時に緊急臨時区会が召集され、区長以下37名の区議員が出席して、遭難児童の弔慰方法に就いて協議が行われ、次のように決定した。

深川区より死亡した児童に対し五百円宛、区教育会幹事会より三百円、区会奨学会より三百円の弔慰金を贈与すること、葬儀は区費用を以て校葬にすること。また、重傷を負った児童に対しては区より見舞金二百円を贈与し、入院費用は全部を負担することとした。

さらに、区議員全員が葬儀委員となることを全会一致で決定し、直ちに委員会議を開いて、葬儀日取、準備、場所等の協議を行った。

尚、学校児童保護会と談話会との連合になる同窓会からも死亡した2名の児童に対し二百円の弔慰金が贈与されることに決まった。<sup>2</sup>

### 2-3 教訓による事故防止準備

「総て私の行き届かなかった結果で誠に何とも申し訳がない、責任は全く私にある」、と過剰な気負いとも感じられる詫びは、上記のような記事によって煽られる学校への批判感情を慮ってのことであろう。

校長は、この遠足を行う一箇月前から苦心して、事故を起こさないように、周到な準備をしていた、という。8年前に起きた湯島小学校遠足事故を教訓にしてのことである。

指導内容は分からないが、特に、1,2年生には遠足の練習をし、両国駅から列車に乗って市川に向かっており、遠足の計画には十分な注意が払われたと思われる。

しかし、これらの練習や準備を行ったにも拘わらず、死亡事故が起きてしまった。校長は、「遂に斯かる不始末を惹き起こしてしまって、死んだ児童の父兄に対しては本当に会わず顔ありません」と述べるが、死亡事故を「不始末」と語る。

「若し馬が繋いであったらこんな不幸には遇わなかったろう」、と事故は不可抗力によるとの認識で、指導上の直接の責任ではなく、管理的責任としての「不始末」発言であろう。従って、校長は、進退は当局の意向に従って処理すると述べたのではないだろうか。

### 2-4 事故原因と事故防止対策

奔馬が驀進してきて事故にあったのは、2年生の生徒が59名のクラスであったが、市内の某小学校長が次のような提案をしている。

数年来、小学校の遠足で事故が度々起きているが、その責任をすべて引率教員にだけ負わせるのは問題である。大体、小学校1,2年生の未だ幼い児童を一人の教員に7,80名も引率させる事が無理なのである。

ドイツの小学校では、教師一人が受け持つ児童は最高20名としいる。自分の学校でも

最近、試みに一クラス 20 名～ 25 名に分けている。因みに、交通の頻繁な場所に連れて行って指導して見たが、25 名くらいが精々手一杯である、として教師の増員を強調している。

1400 名の生徒が校長以下 22 名の職員に引率されて、江戸川を超えた市川へ汽車に乗って遠足を行った。この遠足では、単純な数値でも、教員一人が 63、4 名の生徒を担当して監護していたことになる。

事故にあったのは、児童数が 59 名の 2 年生の学級であったが、大正 2 年の時点における学級編成は、小学校における一学級の児童数は、尋常科では 70 人以下、高等科では 60 人以下が原則となっており、特別の事情がある場合は 10 人までの超過が例外として認められていた。(小学校令施行規則第 30 条 明治 33 年)

ドイツの例を見るまでもなく、実際の経験からでも一人の教師が指導担当できるのは 25 名くらいが限界であるという。事故の原因が、繋いでいなかった奔馬の驕進という不可抗力である、という全体的な認識に対して、この絶対的な教員数の不足は、遠足に限らず学級編制に関する教育行政の重要問題に関わることになる。

27 日、午後 2 時から行われた東京市学務委員会に於いて、深川区の明治小学校女子生徒の惨死事件について、担当の教育課長は、「今回の事件は全く天災にして如何とも致し難く、災害後に於ける校長職員以下の処理については遺憾の点無きものと信ず」と述べた。事故は、不可抗力によるもので、遠足の計画、事故防止の注意、防止対策など教育的指導に過失はなく、また、事故後の校長以下職員の対処については遺漏がなかったとしているのである。

しかし、東京市の内規では、小学校 1 年から 3 年生の遠足は、区内に限られており、汽車による遠足は、4 年生以上に限られている。それにも拘わらず、この内規を破って、小学校の尋常 1 年の生徒を多数伴ってまで汽車を使用して市外の市川まで行った理由について質問があり、また、そのような遠足を敢えて行ったのは、区長か保護者会の意見によるものか、と詰問されたが、担当の教育課長は十分調査する、逃げた、と報じられた。(市の内規には、尋常一年乃至三年生は区内に限り、汽車遠足は四年生以上に許し居るに非ずや、此の内規を破るを敢えてせしは区長か保護者会の意見か此の辺の調査如何、との詰問あり。渋谷課長は、尚十分調査す可しと逃げ、)<sup>3</sup>

## まとめ

事故発生を聞いて、父兄等が学校に殺到したが、学校の素早い的確な情報提供は、徒に不安を与えたり、不信感を募らせることをくい止めた。事故後における、学校、区行政、議会など、関係機関が一体となって迅速に、手厚い対処が成された。また、管理責任者であり、引率の統率者である校長が、いち早く率直に「責任はすべて私にある」と表明して詫びた。これらのことは、学校遠足、延いては、学校教育に対する、父兄や社会の不信感や不安感が増大することを抑えたことになる。

この事故は、湯島小学校遠足事故を教訓として、遠足を行うに当たり充分な準備をした上で実行されたということで、事故発生は引率教員の監護責任に過失はなく、不可抗力な事故と思われた。

しかし、この事故の発生には 2 つの原因が指摘されている。一つは、事故に遭った学級

の生徒数は59名で学級編制規定以内であるが、実際には一人の教員が引率指導するには多すぎる生徒数であり、当時に於いて、高い教育効果を確実にすることと共に、監護責任を果たす為には、尋常小学校の1学級70名の編制は教員に相当な無理を強いたことだった。

もう一つは、小学校1年生から3年生までの校外授業は区内に限るという東京市の校外授業規程違反である。この規程が実情に合わなくなっていたのかどうかは不明である。

### 3 島根県川合村小学校女生徒溺死事件

大正2年5月6日に、東京市において小学校生徒3名が、遠足の帰途に溺死する事故が起きたが、同年の6月に、島根県に於いても小学校の遠足で16名が溺死する大惨事があった。東京朝日新聞の記事の見出しは、「渡船顛覆の椿事」とあり、同紙の湯島小学校の場合の見出しも、「小学生徒遠足の椿事」である。また、大正10年5月26日の小学校遠足事故の記事では、「遠足と椿事が付き物のように頻々として起こる」と書かれている。これら以外にも<sup>1</sup>遠足に於いて、思いがけない大きな事故が頻々として起きていたのである。

この遠足での事故は、裁判判例があるので、事故の原因について他の事故の場合より正確に見ることが出来る。

- 3-1 事件の概要
- 3-2 事件発生に至る経緯
- 3-3 乗船数選択と出航状況
- 3-4 教師の責任と判決
- 3-5 事故防止対策

#### 3-1 事件の概要

東京で起こった湯島尋常小学校生徒溺死事故からおよそ一ヶ月後の大正2年6月8日の東京朝日新聞<sup>2</sup>に「●女生徒十七名溺死 ▷渡船顛覆の椿事」の見出しに続いて、概略次のような記事があった。

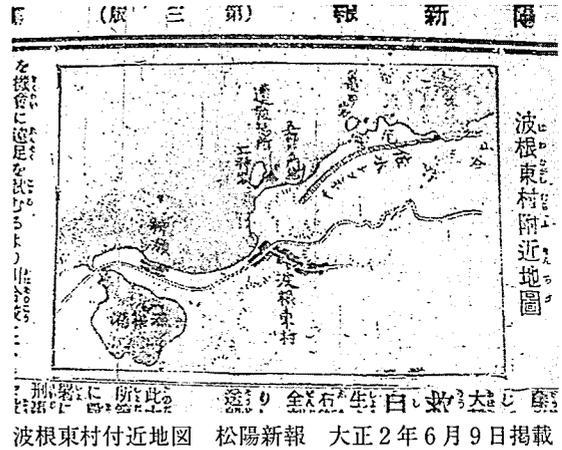
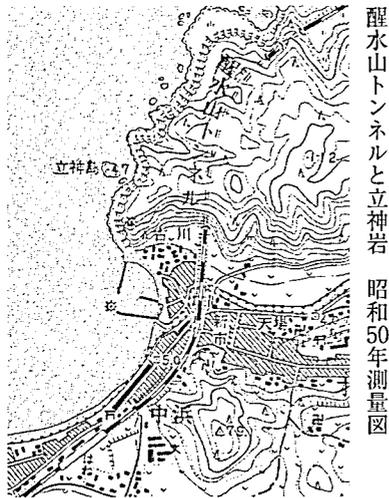
7日、島根県安濃郡川合村小学校の尋常五年生以上の男女生徒は、3名の教員に引率され、この程、竣工した出雲と石見の国境の島津屋トンネルを見学することにした。

陸路を経てトンネル内部を見てから、そこからほど近い羽根東村海岸の通り穴と称する奇勝を見物する為、漁船2隻を雇った。生徒は、男子と女子の二組に分かれ、外に付添も1名乗り、漕ぎ出した。

午前11時頃、女生徒の乗った船が通り穴に差し掛かった時、波濤が岩に砕けて飛沫が女生徒の乗った船に落ち掛かった。54名の女生徒たちは、一斉に船の片側に集まった為、船は顛覆し、船頭諸共海中に墜落した。大騒ぎとなって付近の漁船などが総出で53名を救助し、応急手当をした結果、38名は蘇生したが、女生徒15名と付添1名は遂に蘇生しなかった。未だ行方不明の女生徒1名は、付近の漁民が総出で捜索中である。

地元紙である松陽新報の6月8日付けでは、「●遠足旅行の大惨事 ▷和船轉覆して生徒等十五名溺死」の見出しに続いて、次の記事がある。

「先に東京湯島小学校尋常科生徒が遠足旅行の帰途渡船転覆して三名の溺死者を生じたる悲惨事あり父兄は遠足会は危険なりとて不必要を唱へ爾後学校の遠足には参加せしめずと叫び一時都下の大問題となりしが今又之に幾倍せる大惨事出来したり」<sup>3</sup>



東京で起きた、事故とそれに対する親たちの非難が、東京から遠く離れているとは言え、鳥根県下の小学校で実施された遠足に於いて何等の教訓にもなっておらず事故が繰り返され、更に数倍規模の犠牲者を出す結果になったと報じている。

### 3-2 事故発生に至る経緯

松陽新報の8日付第1報では、「7日午前十一時安濃郡川合村尋常高等小学校生徒百余名は教員に引率され出雲塚なる鳥津屋隧道工事を見物に行き帰途波根東村の沖合にて和船転覆し十七名の生徒及び女教員一名溺死し内一名の屍体尚揚がらず」と、電話による送稿のこともあって、トンネル名称や犠牲者数の違いや溺死者に女教員が含まれるなどの混乱ぶりがうかがえる。

同紙の同じ紙面に並載されている第2報では、第1報での誤記が訂正されている。

醒水（または佐水で、鳥津屋は誤り）トンネルを見学するために遠足を計画し、尋常科5年以上の男女生徒109名を、訓導勝部宗市、同落合守正、代用教員の佐藤（加藤は誤り）俊、の3教員が引率し、これに付添人数名を加へて、7日6時出発した。<sup>4</sup>

醒水（山）トンネルは、2日前の5日に竣工したことに伴い、6日より3日間だけ一般公開されることになった。付近の学校ではこれを機会にトンネル見学を目的とする遠足を計画するところが多かった。川合小学校も、その見学を目的として幼年生以外の全学年の遠足を郡長に申請した処、尋常科五年生以上に限って許可があった。<sup>5</sup>

新聞第2報では陸路を取って波根東村に至り、鉄道職員の案内でトンネル内部を視察してから、波根東村海岸の奇勝「通り穴」を見物するため、漁船2艘を雇い、生徒は男子と女子の二組に分かれて乗り組んだ、と報じている。<sup>6</sup>

最初、生越校長は、5月28日付けで6月5日の見学を郡長に申請したが、開通式の為

混雑が予想されるので延期するようにと却下されたが、再申請では、醒水トンネルの視察と海浜の見学ということで認可になったのであって、児童を乗船させて通り穴の奇勝を遊覧することは計画にはなかったのである。<sup>7</sup>

生越校長は、病気のため当日、遠足には同行せず、指揮監督を勝部教諭に委託したが、出発に際し、生徒に対し旅行中の心得について懇々と訓示した。<sup>8</sup>

勝部、落合の両教員、佐藤代用教員の3人が監督して男子生徒55名、女子生徒53名を引率し午前6時半に出発した。<sup>9</sup>川合村から波根東村まで凡そ12、3kmである。

太田、柳瀬を経て波根東村に至り、ここで30分休憩した。その後、トンネル見学の予定であったが、波根東村から北に5～600m（五六丁）の処にある景勝地の立神岩を先に遊覧し、そのまま船で、羽根東村から見て醒水山の反対側に当たる尾足（尾鷲、大鷲、大芦）の浜に上陸してトンネルの東口から見学することに、俄に予定を変更して、羽根東村の磯辺にて漁船を2艘雇ったのであった。<sup>9</sup>

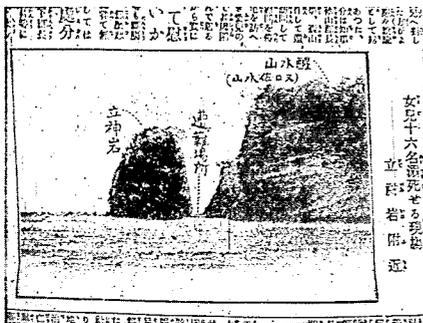
しかし、11日の報道では、学校を出発したのは、7日午前8時のことで、途中郡立農学校の実習場を見学して、11時に海浜に到着したのであった。3艘の漁船を雇って児童を分乗させることにしたが、1艘は急に支障があって来られないということで、2艘の漁船になったという。<sup>11</sup>

大正4年発行の「島根県安濃誌」では、「懸崖直下約60mにして頂上の茂松は千古鬱蒼、海中に峭立する30数mの奇巖は松樹を頂き稀観絶景たり。その東方約100mに通り穴という洞穴あり、この一帯を立神という。遊賞の客常に絶えず」<sup>10</sup>、とある。

男子生徒の船には、勝部、落合の両教員が乗船して監督し、女子生徒の船には佐藤代用教員が乗船・監督することとした。男子生徒の船が先に漕ぎ行き、午前11時過ぎ、通り穴を潜り抜けた頃、女子生徒の船が通り穴の入り口に差し掛かった。当日天候は好かったが、前日の影響で多少の風が出て波浪が高くなり、打ち寄せる波頭が岩に碎けて飛沫が女子生徒の船中に落ち込んだ。<sup>12</sup>

飛沫は、女子生徒の着飾った衣服や髪を濡らしたので、一斉にアレーと云って立ち上がり片側に避けた為、船頭等の注意する間もなく、船は転覆した。

最初に、転覆現場に着いたのは男子生徒を乗せていた船で、生徒を岩場に移してから漕ぎ戻ったので、50分も経過していた。<sup>7</sup>



女児16名溺死せる現場 立神岩付近  
松陽新報 大正2年6月11日掲載



立神岩 高さ30m、断崖は高さ約60mで、  
右側に醒水山が繋がる。(著者撮す)

当日は、梅雨時には珍しくいい天気だったが、前日の時化の名残で海には少しくねりがあった。立ち神岩をまわったとたん横波をくらった。大部分が泳げなかった上に、全員が着物、中には袴まで付けていたものもいた。<sup>13</sup>

教員、船頭が生徒たちを救助をしている処に、漁民、漁船、通り合わせた遊覧船、水夫を乗せたセメント運送船数艘が加わり、鉄道院、鉄道工事請負組、警察署、各役場、学校、郡役所等から職員、署員、工事人、医師、看護婦、村民等が駆け付け救助に尽力した。同時に、生徒の父兄母姉が駆け付け、その様子は名状し難い混雑を呈したという。<sup>14</sup>

生越校長は、急報を受けて病中も厭わず、駆け付けたが、悲惨な状況を見て2回も気絶し、漸く人びとに助けられて帰った。遺族を訪問して自己の監督不行届を陳謝し、奔走する校長の姿に同情が寄せられた。<sup>15</sup>

新聞第3報では、死亡者は、生徒14名、付添者1名、計15名で、1名行方不明というのは乗船せずに中途帰宅した者とと報じている。<sup>16</sup>

羽根東村から担架の列が、父兄に伴われて河合村に帰り行く様は、「十五個の死体を乗せた担架列を作して悄然として帰り行く光景は実に惨状を極めた」<sup>16</sup>のであった。

溺死者は、女子生徒15名、女子付添者1名の計16名となった。<sup>16</sup>

新聞記事の見出しは、センセーショナルだが、事件の悲惨さが想像できる。

「●溺死学生遺族の悲嘆 △衆口一致教員の無謀を憤慨す」

「▲何故娘を殺したか 教員を捉えて泣く」, 「▲殆ど狂人」, 「▲死出の道連れ」, 「▲最前から無責任△弁明の余地なし」, 「▲生徒の抱き合い」, 「▲土産の風呂敷包」<sup>17</sup>

### 川合村遭難女児追悼会

村長佐々木清四郎氏は、最初、臨時村会を開き、村葬について協議した上で遺族に諮ったところ、宗旨が異なるので、一緒には行わず、村葬の代わりに追悼会を行うことになった。また、小学校の校庭に石碑を建立ことは、却って、思い出の種となり、一般児童に悪影響を与えるとして他に建立することを決定した。

追悼会は、遭難児女追悼会の主催によって7月7日に、川合村小学校で催された。当日の会主は袖山郡長、式場総督は恒松代議士が務め、参加者は非常に多く、追悼文の朗読は3時から始まって5時に至っても、未だ約40通も読み切れずに霊前に供えられた。

来賓者には、知事代理の内務部長、県属、各県立学校長、新聞記者、多額納税者、県会議員、各町村長、郡内特別有志者、鉄道院職員、医師、郵便局長等であった。

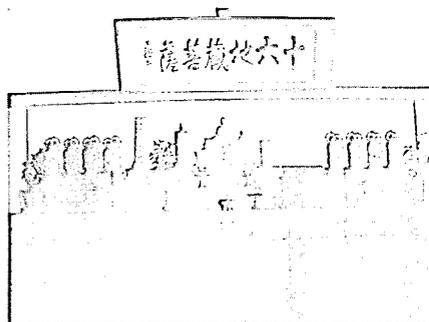
追悼電文には、奥田文相、庵原朝鮮総督府技師等からも寄せられた。

昼間の追悼会における弔詞の朗読には一般の礼拝は出来なかった為、夜に入って校庭に篝火を焚き、沿道に白張り提灯を揚げて一般礼拝者の便を図ったので、10時過ぎまで参拝者は陸続として引きも切らなかった。

弔慰会は郡長、代議士に加え、弔慰会代表者金子男、各郡書記、各町村長の尽力により、経費一千元を要して準備され盛會を極めた。参列者数は一万人に及び、夜には村内各寺院において追悼法会が催され、これも参拝者が多かった。

遺族は、「悲哀の中にも感謝満足を表し、盛大なる式を設けられ高官歴々より丁重なる慰問を受けるに至って、光榮の極みにして、誠に死して余榮ありと申すべく、今は悲哀の

念もこの為に、薄らいでいると語り合っていた」<sup>18</sup>という。



十六地菩薩 川合町の浄光寺に祀られている。丸ヒサコさんが自宅で供養していたものが、同氏の死後寄託された。(筆者撮す)



立神巖甲魂碑 川合町の物部神社に設置されている。大正4年建立。(筆者撮す)

### 3-3 乗船数選択と出航状況

度々の新聞報道では、学校を出発して波根東村に至り、遠足の見学目的であるトンネルの入り口が間近になって、急遽、遠足の順序を変更し、先に奇岩「立神岩」及び海岸沿岸の見学を行うことにし、しかも遠足の計画にはなかった乗船によって行うことにしたので、遠足当日、俄に波根東村の磯で雇う船の隻数を漁夫と相談した、ということであった。

大森区裁判判例(大正2年6月23日)では、主席教師で当日行動の指揮者である(勝部)宗市は、「生徒等をして海岸の実況及海岸并に海中の動植物等を実見せしめんがため近傍沿岸海を航行せんことを企て、舟乗漁夫徳太郎及び清二郎に諮りたる」に漁船は3隻を必要とするとして向津浜より尾足海岸まで2円60銭の料金を取り決めたが、漁夫の2人はそれぞれ自分の漁船1艘ずつ計2隻を提供した、とある。<sup>19</sup>ここでは、当日に急遽、勝部首席教員が浜辺で漁夫の徳太郎を相手に漁船の隻数や料金を交渉したことになる。

しかし、大審院判例(大正2年11月24日)では、「漁夫堀(徳太郎)及び大野(清二郎)の申し出に基づき三隻を予定していたところ、当日になり取り決めに反し同人等は各自所有の漁船各一隻計二隻に変更。」とある<sup>20</sup>ので、前もって相談し取り決めていたと思われるが、そうであれば、誰がどのような交渉をしていたのか。勝部教員は校長から何も聞いていないと云うが、校長は判例に登場せず、判然とししない。従って、舟数に関して教員側には生徒の安全保護の義務を果たす言動が見られない。

前日、勝部教師は、校長から東京の湯島小学校事件を例にして注意があったが、乗船数については何も聞かなかった。

当日、生越校長は病気のため児童と同行することが出来ないで、勝部訓導他2名の教員に引率を委託して、出発させたが、事實は、定刻から登校して3年級の男子生徒に手工科を教授していたのであった。

2艘だけ用意されたが、引率責任者である勝部教師は漁夫徳太郎に2艘で心配はないかと尋ねた処、「学校では先生でも海の事には吾々が先生だ」と云う言葉を信じ、勝部教師ももう1艘雇い出せと云わなかった。はじめの3隻との約束と違って2隻になったのである。

徳太郎の漁船には男子生徒 55 名と女子生徒 8 名を移しませ、清二郎の漁船は小型船で長さ 8.3m 巾 1.8m（長さ二十八尺巾最広部六尺）の甲板型（船艙部分が空間）なので女生徒 45 名を乗せたのである。乗船の際、引率責任者である勝部は、生徒たちに「船に乗れば騒がずに監督教員の指揮に従ひ又船酔をせぬやうに」と注意した。<sup>22</sup>

この時点で、女子生徒の乗った船は、既に水面から船べりが僅かに出ている状態で、危険か危険でないか一目見れば分かる筈で、付近にいた他の漁夫から、100 名余りの生徒を 2 艘の船で行くのは危険だ、と再三注意があったが、佐藤教員は、そのまま船が出るのに任せた。<sup>23</sup>

### 3-4 教師の責任と判決

45 人の女子生徒が乗った漁船の船べりが、水面から僅かに出ている状態は、他の漁夫から危険だと注意されるまでもなく、漁夫 2 人は、多年の経験から 2 艘では不相当であることを承知していたのである。漁船操作の安全を保つ業務の本分（消極的）に背き、その為に必要な注意を怠り、また、大丈夫だと云って（不可なき旨を言明し）、小さな漁船に多数の女子生徒を乗り込ませたのである。

勝部教員は、この時に、漁船の数や漁船に収容する人数を決めることは、生徒の安全保護義務を常に心掛けるべき重大な責任であることを忘却（擁護の責ある自己の方寸にあるべき貴重任務を遺却）し、多数の生徒を小さな漁船 2 艘に分乗させることの危険性を知りながら、軽率にも漁夫の言葉を信用して出船させたのである。

女子生徒の乗った船は、舳にまで一パイに詰め込んだ状態であった。佐藤教員は、船が狭く、このように満載にも拘わらず、3 艘のはずが 2 艘なので、勝部教員に問うたところ、男子生徒の乗った船は広いので、女子生徒を分乗させたらよいと答えた。女子生徒を 8 名移したので、多少危険の懸念がなくはないが、漁夫が差し支えないと云ったこともあり、万が一にも支障ないだろう（万差し支えなかるべし）と舳に乗り漕ぎ出すに任せた。<sup>24</sup>

佐藤教員は、女生徒の乗った漁船に生徒の直接の監督保護者として乗り込み、100m 位（約一丁）進んだとき、甲板上の両舷の横腹にある排水小孔より、海水が船中に入出入りすることを生徒から聞き、その安全性に不安を覚えたが、漏水だろうと深く注意することもなく、また、隙間なく女生徒が詰まっている船中の移動も出来ない状態なので調べることも出来ない、「舳より海水の浸入せしを生徒より聞きしも俗に云ふ漏水ならんと左程注意もせず又之を調査する事不可能なりし」<sup>25</sup>と、その安全注意の重大な義務を怠り、この危険性を黙過したのであった。<sup>26</sup>

男生徒の乗った漁船の大きさは 9m × 2.7m（五間に一間半）、女生徒の方は 7.2m × 2.4m（四間に一間二尺）の小さなもので、漁船としては 6 人乗り位で、男生徒が乗った漁船は子供が 34 ～ 5 人、女生徒の乗った漁船は 24 ～ 5 人しか乗れそうもない、と検証した島根県学務課長が驚く小ささであった。<sup>27</sup>

また、裁判所の検証でも、45 人の女子生徒が乗った漁船は、12 ～ 3 歳の児童が 30 名位が収容限度であるとした。<sup>28</sup>

従って、控訴公判では、「他人より最愛の児童を預り居る以上は一応両船に試乗して十分の監督をすべきものならずや」と、教師の安全注意義務を問い質している。<sup>29</sup>

第一審の大森区裁判所では、監督者訓導勝部宗一（宗市 28）、代用教員佐藤俊（22）、船夫（漁夫）堀徳太郎、大野清次郎（清二郎）等は、過失致死罪として、検事は罰金刑を請求したが、裁判所は事務上の過失なりとして、勝部宗一（宗市）を禁固6ヶ月、佐藤俊を3ヶ月、徳太郎を同3ヶ月、清太郎（清二郎）を同4ヶ月に処する旨の宣告であった。

<sup>30</sup> 松陽新報では何れも3年間執行猶予つきと報じている。<sup>31</sup>

勝部、佐藤両教員は控訴し、公判は8月15日、松江地方裁判所にて開廷されたが、勝部は「何う云う考で控訴したか」と問われて「無罪にならうと思まして・・・」と声低く語尾を濁して答えたという。<sup>31</sup>

監督者であった勝部教員及び佐藤教員の控訴は、9月15日の判決日に両被告とも出席しなかった。勝部宗市は80円、佐藤俊は40円の罰金刑という判決であった。<sup>32</sup>

代用教員の佐藤俊は、二審判決を不服として大審院へ上告中したが、上告棄却で裁判が確定した。<sup>33</sup>

「教育時論」は、第一審判決について、川合小学校の2人の教員が、刑事事件として禁固刑の判決を受けたが、我等が予測していた執行猶予もなかった（刑法に問われて禁錮に処分せられ、我等の予測せる執行猶予の寛典も与えざりしなり）、と述べる。教育界誌が、生徒15名の死亡事件の安全保護懈怠の責任者対して執行猶予付の禁固刑と予測していたが、2人の教員の過失は、疑いがなく、この公判は当然であると執行猶予の予測をした前言を取り消すような記事である。結局は、此の大惨事を戒め鏡として、児童の安全保護の義務を尽くすことに十分注意して研鑽することを希望する「世の教育者たるものこれを戒鑑として、充分に其の注意を鍛錬せんことを希望す。」ことであった。<sup>34</sup>

### 3-5 事故防止対策

松陽新報6月10日の一面に「小学生の惨死」と題する論説が掲載されている。事件の原因と責任に続いて遠足の存続、事故防止策が述べられているので、以下に要約する。

今回の惨事の責任は、第一に、郡役所の許可に基づく、陸路に拠るトンネル工事の見学を突然に変更して、わざわざ危険を冒してまで海岸の奇勝を見学しようとした引率教員にある。第二に、生徒の安全保護を軽視する教員に生徒の引率を行わせた、校長にも当然責任はある。

小学校の遠足会を存続させることは認めるものの、現在のように危険が度々発し犠牲を忍んでも、猶ほ存続させるかは疑問である、として遠足会の危険の原因は、保護設備（安全保護、危険防止策）の不十分なことである。

遠足事故防止策として、つぎのように提案をする。

第一、一人の教職員が引率する生徒数は数人から10数人までにし、常に監督保護の目を生徒から離さないようにする。

第二、車舟などの使用によって生ずる危険を避けるべきである。

第三、遠足会を行う場合には、校長が必ず遠足に加はるべきである。もし不都合な場合には、思慮ある郡村吏を撰んで遠足に同行させ、その責任者にすべきである。<sup>35</sup>

また、某教育家の談として、惨事の原因、取るべきだった方法、今後の安全対策の提案を挙げているので、以下に要約する。

第一、学校惨事の原因は、

- (1) 単に風向絶雅だといって児童に観覧させても、教育上何等の効果もないことに、不注意であったこと。
- (2) 10 数人乗りの小舟に 54 名も乗船させる危険を考えないのは、実に、教員の没常識である。

第二、取るべきだった方法は、

- (1) 校長自身が病気ならば、一兩日遠足を延期しても訓育上何等の支障はない。
- (2) 男生徒の乗船に勝部、落合の両教員が乗り、女生徒の船には微々たる代用教員一名に監督保護をさせたが、寧ろこれを反対にすべきだった。

師範学校出身の小学教員は、社会の活事実接触到する機会が乏しく、社会人としての常識に欠けると風評されているので、師範生徒の常識修養に重きを置くよう教育方針を改定すべきである。

第三、小学校における修学旅行の安全対策は、

- (1) 学校と家庭の連絡を通じ、旅行の日程、見学の科目、引率教員の姓名等を具体的に示して不安の念を除き、出来るだけ学校医も同行させること。
- (2) 学校教員の人数に制限があるので、旅行が多数の場合は、村長以下役場の学務員を同行させ生徒を保護させること。
- (3) 旅行は出来るだけ児童数を少なくし、少人数で数回に分けて旅行する方針を検討すべきである。

尚、今後、小学校教員には衛生及び救護の思想を養成し、人工呼吸が出来るように講習会を開催するべきである。<sup>36</sup>

7月14日の紙面に、「●児童旅行方法改善 ▲旅行改善調査会決議」の見出しで、遠足、旅行に於ける安全対策を立てる動きが報じられている。

島根県教育会では、小学校における旅行及び遠足方法を改善するために、6名を調査委員に嘱託して、これまで調査中であったが7月12日に生徒及び児童の遠足及旅行に関する方法調査会を開催した、と報じられた。

しかし、既に今回の大惨事が起こる前月の5月24日に、島根県教育会で評議員会が開催され、協議された教育事項調査の一つに、学校生徒及び児童の修学旅行方法改善に関する件があったが、その調査には6名の委員が嘱託され、調査中であった。7月12日の開催の生徒及児童の遠足及旅行に関する方法調査で嘱託された委員は、5月24日に委嘱された調査委員6名と同一人名である<sup>37</sup>。従って、これまで調査中とあるのは、大惨事によって調査会が設けられたのではなく、湯島小学校の事故を切っ掛けに全国的に遠足等の旅行方法の改善が検討されることになり、島根県教育会に於いても、既に、旅行方法の改善が調査されていたと考えられる。

島根県教育会は、校外授業を学校付近における郊外授業、日帰り遠足、一泊以上の修学旅行の3種に定め、これらの行事における目的達成、安全な実施、教育的効果の上がる方法について研究結果を発表した。概略次の通りである。

- (1) 児童の監督を最も重視して、その方法を厳格にすること。

- (2) 出発前に、旅行予定案として旅行の目的、引率教員、時間、順路、経過等を決定し、これらを父兄に示して、旅行の性質を了承してもらう。
- (3) 出発に際して生徒の健康に注意を払い、携帯すべきものについて注意を与える等、児童の安全保護に注意すること。

これらの大綱（大体系）に基づく内容に関する具体案は、児童訓育上の経験を有する2委員に委託して調査し、遠足及旅行の標準を示す成案を8月上旬に発表する予定。但し、中学校は除外し、小学校児童及び実業補習学校生徒の範囲で調査することとした<sup>38</sup>。

新聞は、鳥根県教育会で作成中の旅行における事故防止策の早期決定を促すように、その具体策の発表について、以下のように逐一報じている。

8月3日付で、鳥根県教育会は、小学校児童の旅行方法を改善するための大綱（大体系）に基づく具体案を、近日、旅行の標準として発表し、教育者の参考に資する筈、と報じた。<sup>39</sup>

9月7日付で、旅行の標準として、生徒及児童遠足修学旅行の改善案が、大綱（大体系）にもとづく具体案として、既に大凡の案を作成しているので近日中に成案として、県下の一般教育者の参考に資すべく発表の筈なり、と報じた。<sup>40</sup>何時発表になったのだろうか。年内に発表されたかは不明である。

#### まとめ

東京の江戸川で起きた一ヶ月前の遠足事故は、教育界で周知のことであり、校長は引率責任教員に対して、遠足前日にこの事故を引き合いにして注意を喚起し、また、遠足当日にも生徒に訓示をしたにも拘わらず、引率責任者である首席教員の考えで郡長認可の計画を急遽変更した。また、歴然とした危険性に不安を抱いたにも拘わらず、黙過したまま出舟するに任せてしまう。殷鑑たるべき遠足事故情報に対する漫然とした態度、規程遵守の軽視および安全保護注意義務の懈怠など教員としての資質や使命感、また、没常識が非難された。

過失致死罪として刑事裁判の対象は、学校側では引率教員2名のみで、校長は判例に登場していない。第一審で、罰金刑の請求に対して、それぞれ6ヶ月、3ヶ月の禁固刑の判決であったのは、裁判所は事務上の過失と認めたからである、と云う。教育時論は、この第一審の判決に対して執行猶予の寛大な恩典もないと非難した（新聞では、3年間の執行猶予付きと報じている）。その禁固刑が、第二審ではそれぞれ80円と40円の罰金刑になる。

追悼会や追弔会が盛大に開催され、多数の顕職者が列席したことに、遺族にとっては光栄を感じて悲哀の念も薄らぐと語り合っている、と云う。

事故防止策が、鳥根県教育会に於いて調査検討され、大綱（大体系）が発表されたが、それに基づいた具体案の発表は度々予告されながら、遅々として発表されない。それに対して、事故後早々に、新聞論説に於いて事故の原因究明と同時に事故防止策が提案され、また、小学教育に多年の経験を持つという某教育者の提案は、具体的な事故防止策であり、遠足実施規程であり、現在においても十分に採用できるものであろう。

#### おわりに

明治期末頃から校外授業として学校遠足の教育的効果の高いことと必要性がますます認

識された。校外授業に関する規程が設けられるようになったが、不幸にして起こった遠足事故は、全国的に教育界が事故防止の戒めにすべく、各県の教育会に於いて事故防止策が検討され、遠足に関する規程が設けられ、遵守が求められた。それにも拘わらず、遠足事故が度々起きた。

遠足事故の犠牲者に対する哀悼や遺族に対する弔慰は、行政長が率先し、官民挙げての手厚く素早い対応であった。盛大な追悼会は遺族を慰撫するだけでなく、名誉とさえ思われた。教育が国民の義務であると云われた時代、事故で亡くなった生徒は、恰も出征兵士の無言の帰郷が盛大に迎えられた場面を想起するように、扱われた。

刑事裁判に於いては、学校側で遠足事故の責任が問われるのは引率教員のみで、同行しなかった校長は不問である。また、東京市深川区の場合、遠足の申請内容が規程違反にも拘わらず認可した区学務課長の責任は不明である。

川合小学校の場合、遠足を行うに当たり、当該行政長宛に申請を行い、教育界において周知の重大事故を殷鑑とし、校長から事故防止の注意を喚起されているにも拘わらず、それでも大惨事が発生したのであった。教員の使命感、資質、没常識が問題に挙げられ、師範学校教育の欠陥が指摘された。

尋常小学校に於いて、1学級70名の編制であった時代に、教育効果を求めて一人の教師が担当できる児童数は、20～25人として実際に行ったとの報告があった。

大正期に起きた遠足事件を機会に、事故防止策について新聞論説における提案や長く小学校教育に経験を持つ元教師の提言は、具体的に事故防止を念頭に置いた遠足実施において十分に採用できる内容である。しかし、それ以後においても遠足における椿事は絶える事はないのである。

## 引用注

はじめに

- 1 戦前および戦後における小学校の遠足事故に関する考察—教師の「果たすべき安全保障義務」
- 2 「学校事件の教育的法律的实际研究」 河野道保 (上) 昭和8年 (下) 昭和9年文化書房
- 3 「学校事故 実話・実例・対策集」 市川源三, 落合寅平, 津田信良, 佐々木秀一監修 学校事故防止研究会編集 原文原堂 昭和11年4月
  - 1 本郷区湯島尋常小学校生徒遠足
  - 1 江戸川区史 前編 521～522頁
  - 2 京成電鉄85年の歩み 平成8年6月刊
  - 3 京成電鉄五十五年史 170頁 昭和42年6月
  - 4 原寸復刻 江戸名所図絵会下 706～709, 714～715頁
  - 5 市川市史 第4巻 568～570頁
  - 6 「市川市国分周辺の変遷—井上千輿次さんの聞き書き」 松岡博子 1996.3発行
  - 7 東京朝日新聞 5頁 大正2年5月7日

- 8 東京朝日新聞 5頁 大正2年5月8日
- 9 「市川の伝承民話」(話：富川初太郎 記録：阿彦周宣) 108頁 市川市教育委員会  
平成4年3月発行
- 10 東京都教育史通史編二 68頁
- 11 「市川の伝承民話」(話：伊藤一 記録：吉井道郎) 109頁 前掲
- 12 教育時論 第1018号 50～51頁 大正2年7月25日
- 13 東京朝日新聞 3頁 大正2年5月15日
- 14 東京都教育史通史編二 636～637頁
- 15 教育時論(開発社) 第1011号 26～27頁 大正2年5月15日
- 16 東京都教育史通史編二 604頁 日露戦後の小学校教育 大正四年の「都市教育」  
第133号～135号における夏期休業中の教育活動の報告から記載したもの。
- 17 教育時論(同上 以下同様) 第1015号 41頁 大正2年6月25日

## 2 深川区万年町立第二明治小学校遠足事故

- 1 東京市制 明治22年5月～昭和18年7月
- 2 東京朝日新聞 5頁 大正10年5月27日
- 3 東京朝日新聞 3頁 大正10年5月28日

## 3 島根県川合村小学校女生徒溺死事件

- 1 東京朝日新聞「二少女山中で、行方不明となる 遠足に行った帰途」大正10年8  
月4日
- 2 東京朝日新聞 5頁 大正2年6月8日
- 3 松陽新報(松江市) 5頁 大正2年6月8日
- 4 松陽新報 5頁 大正2年6月8日
- 5 同上 同紙面 3頁 大正2年6月8日
- 6 同上 同紙面 5頁 大正2年6月8日
- 7 同上 5頁 大正2年6月11日
- 8 同上 3頁 大正2年6月8日
- 9 同上 3頁 大正2年6月9日
- 10 島根県安濃誌 141頁 島根県安濃郡役所 大正4年7月
- 11 同上 5頁 大正2年6月11日
- 12 同上 5頁 大正2年6月8日
- 13 新聞に見る山陰の世相百年 197頁 山陰中央新報社 昭和58年7月
- 14 同上 大正2年6月8日5頁, 9日3頁
- 15 同上 3頁 大正2年6月9日
- 16 同上 5頁 大正2年6月8日
- 17 同上 5頁 大正2年6月10日
- 18 同上 2頁 大正2年7月9日, 10日5頁
- 19 教育時論 1017号 30～1頁, 大正2年7月15日, 法律新聞 8817号 27頁 大正2

年 8 月 30 日

- 20 大審院刑事 過失致死被告事件 大正 2 年 11 月 24 日宣告 法律新聞第 47 卷 78 ～ 79 頁 不二出版 1984.8
- 21 松陽新報 5 頁 大正 2 年 6 月 11 日
- 22 教育時論 第 1017 号 31 頁 大正 2 年 7 月 15 日
- 23 松陽新報 3 頁 大正 2 年 6 月 9 日
- 24 教育時論 第 1017 号 31 頁 大正 2 年 7 月 15 日
- 25 松陽新報 5 頁 大正 2 年 8 月 16 日
- 26 教育時論 第 1017 号 31 頁 大正 2 年 7 月 15 日
- 27 松陽新報 5 頁 大正 2 年 6 月 11 日
- 28 教育時論 第 1017 号 31 頁 大正 2 年 7 月 15 日
- 29 松陽新報 5 頁 大正 2 年 8 月 16 日
- 30 [大森区裁判所 裁判所管轄区域に関する法律 松江地方裁判所管内に松江, 浜田, 益田, 大森, 西郷の区裁判所があり, 大森の管轄は (島根県の内 邇摩郡, 安濃郡, 邑智郡) 法律新聞第 848 号 16 頁 大正 2 年 3 月 15 日]  
法律新聞 第 874 号 大正 2 年 6 月 30 日
- 31 松陽新報 5 頁 大正 2 年 8 月 16 日
- 32 同上 5 頁 大正 2 年 9 月 16 日
- 33 同上 5 頁 大正 2 年 12 月 2 日
- 34 教育時論 第 1017 号 37 頁 大正 2 年 7 月 15 日
- 35 松陽新報 1 頁 大正 2 年 6 月 10 日
- 36 同上 2 頁 大正 2 年 6 月 10 日
- 37 稿本島根県教育史 大正 2 年 5 月 24 日評議員会 教育事項調査 1. 学校生徒及び児童修学旅行方法に関する件 委員 - 吉岡, 後藤, 吉村, 永江, 奈倉, 並河
- 38 松陽新報 2 頁 大正 2 年 7 月 14 日
- 39 同上 2 頁 大正 2 年 8 月 3 日
- 40 同上 2 頁 大正 2 年 9 月 7 日